

いつまでも健やかに。

それが私たち晶貴会の願いです。

社会福祉法人 晶貴会

加治木望岳園訪問介護事業所

重要事項説明書

鹿児島県姶良市加治木町木田4786番地

電話 (0995) 62-8166

FAX (0995) 62-6670

重要事項説明書

1 介護保険の指定について

- (1) 加治木望岳園訪問介護事業所は、介護保険の指定を受けています。
- (2) 介護保険事業所番号 46752000069
- (3) 指定年月日 平成12年4月1日
- (4) 当事業所は、利用者に対して指定訪問介護サービスを提供いたします。

2 施設経営法人について

- (1) 法人名 社会福祉法人 晶貴会
- (2) 所在地 鹿児島県姶良市加治木町木田4700番地
- (3) 電話番号 0995-62-9111
- (4) 代表者名 理事長 日高晶子
- (5) 設立年月日 昭和45年10月30日

3 事業所の概要について

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
訪問介護員が要介護者又は要支援者又は事業対象者に対して、その居宅において入浴、排泄、食事等の介護及び他の日常生活上の支援を行う事を目的とする事業です。
- (2) 事業の目的 加治木望岳園訪問介護事業所
鹿児島県姶良市加治木町木田4786番地
- (3) 事業所の名称 電話 0995-62-8166
- (4) 事業所の所在地 FAX 0995-62-6670
- (5) 電話番号等 道端 明美
訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとします。
- (6) 管理者 また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (7) 事業の運営方針 平成2年7月1日
- (8) 開設年月日

4 事業実施地域及び営業時間について

(1) 通常の事業実施地域

姶良市・霧島市(旧隼人町、旧溝辺町)

(2) 営業日及び営業時間（サービス提供日及びサービス提供時間）

① 営業日 月曜日から日曜日までとします

② 営業時間 0時から24時までとします

5 事業所の従業者体制

利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する従業員として、次の職種の従業員を配置しています。

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名		1名
副管理者（兼務）	業務の一元的な管理	1名		1名
サービス提供責任者		2名以上	0名	2名以上
訪問介護員	訪問介護の提供	0名	2.5名以上	2.5名以上
事務職員（兼務）	必要な事務処理	1名以上	0名	1名以上

*訪問介護員は、常勤換算人数

6 当事業所が提供するサービスと利用料について

「加治木望岳園訪問介護事業所・サービスと利用料」に記載しております。

7 サービス提供を行う訪問介護員について

サービス提供にあたっては、担当の訪問介護員を決定いたします。ただし、実際のサービス提供にあたっては複数の訪問介護員が交替してサービスを提供する事があります。

8 訪問介護員の交替について

(1) 利用者からの交替の申し出

訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出る事が出来ます。

ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

(2) 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替する事があります。訪問介護員を交替する場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益を生じないよう十分に配慮するものといたします。

9 定められた業務以外の禁止について

利用者は、「当事業所が提供するサービスと利用料について」で定められたサービス以外の業務を事

業者に依頼する事はできません。

10 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものといたします。

11 備品等の使用について

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含みます）は、無償で使用させていただきます。

12 サービス内容の変更について

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービスの変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求いたします。

13 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者に連絡をお願いいたします。利用を中止される場合は実施日の前日までに事業所までご連絡をお願いいたします。（利用契約書 第10条第1項）なお、訪問介護員が自宅を訪れた後、中止を申し出られた場合は1回につき取消料600円のお支払をお願いいたします。ただし、利用者の体調不良など正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- (2) 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。
- (3) 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

14 訪問介護員の禁止行為について

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者もしくは家族等からの高価な物品等の授受
- (3) 利用者の家族等に対する訪問サービス等の提供
- (4) 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- (5) 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (6) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合は除きます）

(7) その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

15 感染症等発生時及び非常災害時の対応

事業者は、感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施 訓練（シミュレーション）の実施等、また、感染症や災害が発生した場合は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

16 緊急時等の対応について

訪問介護員は、訪問介護サービス提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、家族、ケアマネージャーに連絡するなどの措置を講じます。

また、訪問介護サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の非難等の必要な措置を講じます。

※ 緊急時の連絡先(24時間対応) 加治木望岳園訪問介護事業所

TEL 0995-62-8166

17 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

(1) 協力医療機関

- ・ 名称 加治木温泉病院
- ・ 住所 鹿児島県姶良市加治木町木田4714

(2) 協力歯科医療機関

- ・ 名称 加治木温泉病院 (歯科)
- ・ 住所 鹿児島県姶良市加治木町木田4714

※ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、ご記入いただいた連絡先に連絡します。

18 衛生管理・健康管理について

事業者は訪問介護に使用する用品を清潔に保持し、定期的に消毒を実施するなどの衛生管理に十分留意いたします。

また、訪問介護員に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに年1回以上の健康診断を受診させ、あわせて月1回の検便を受検させることといたします。

19 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、居宅介護支援事業所、市町村、関係医療機関等

への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

20 秘密保持等について

訪問介護員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持いたします。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を従業者との雇用契約の内容としています。

21 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

22 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

24 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発防止等のため、次の措置を講じるよう努めます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催し、その結果について従業者への周知徹底を図る
- (6) (4)に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を配置する
- (7) その他、利用者等の人権の擁護、虐待防止等のため必要な措置

25 苦情受付窓口・虐待防止窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

(1) 相談・苦情・虐待解決責任者

管 理 者 道端 明美
電 話 (0995) 62-8166

(2) 相談・苦情・虐待受付担当者

副管理者 廣田 裕紀

電 話 (0995) 62-8166

(3) 第三者委員

評議員 湯川 忠治 電話 (0995) 62-9111

評議員 木佐貫 啓子 電話 (0995) 62-9111

弁護士 寺田 昭博 電話 (099) 227-2300

(4) 行政機関とその他苦情受付機関

姶良市役所 長寿・障害福祉課介護保険係	所在地 鹿児島県姶良市姶良町宮島町25番地 電話番号 0995-66-3111 内線 125
霧島市役所長寿・障害福祉課 介護保険グループ	所在地 鹿児島県霧島市国分中央3丁目45番1号 電話番号 0995-45-5111 内線 2134
霧島市役所隼人庁舎 隼人市民福祉課福祉グループ	所在地 鹿児島県霧島市隼人町内山田1-11-1 電話番号 0995-42-1114 内線 5063
霧島市溝辺総合支所 市民生活課市民福祉グループ	所在地 鹿児島県霧島市溝辺町有川341 電話番号 0995-59-2923 内線 6004
鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険係	所在地 鹿児島市鴨池新町7番4号 電話番号 099-206-1084
鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 鹿児島市鴨池新町1番7号 電話番号 099-286-2200
鹿児島県くらし保健福祉部 介護保険室事業者指導係	所在地 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号 099-286-2687

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

〈事業者〉

所在地 鹿児島県姶良市加治木町木田 4786
事業所名 加治木望岳園訪問介護事業所
(指定番号 4675200069)
管理者名 道端 明美

〈説明者〉

(サービス提供責任者)

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについて重要な事項説明を受け同意しました。

契 約 者 住所 _____

氏名 _____

代筆の場合 代筆者氏名 _____ 続柄 _____

家族等代表者 住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____

代 理 人 住所 _____ 続柄 _____

氏名 _____ 続柄 _____